

証券コード 402A
(発送日) 2026年8月10日
(電子提供措置の開始日) 2026年8月5日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町三丁目3番3号
株 式 会 社 ア ク セ ル ス ペ ー ス
ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代表取締役 中 村 友 哉

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第7回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにてアクセスのうえ、Newsのタブよりご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.axelspacehd.com/ja/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにてアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「アクセルスペースホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「402A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年8月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年8月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
YUITO 日本橋室町野村ビル
「野村コンファレンスプラザ日本橋6階大ホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目 的 事 項

- 報 告 事 項 1. 第7期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期（2025年6月1日から2026年5月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役5名選任の件
第2号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件
第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

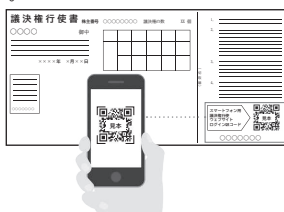
なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトに修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



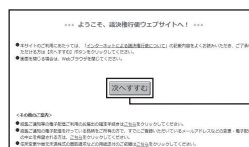
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

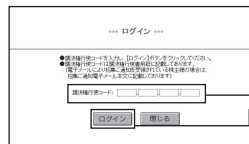
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

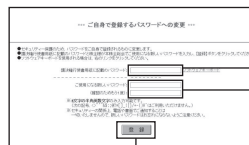
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、インフレ鎮静化を背景に緩やかな成長を持続したものの、欧州や中東情勢をはじめとした地政学リスク、各国の政策動向などによる不透明感が強まりました。また、日本経済は、賃上げや企業の設備投資意欲が継続するなど経済に緩やかな回復傾向が続く一方で、世界的な資源価格の高騰や各国の金利政策の影響によるインフレーションが進行しております。

当社グループが属する宇宙利用の分野では、打上げ能力を有する伝統的な宇宙主要国のみならず、その他先進国や中東地域においても、宇宙産業への本格的な参入に向け、官民を挙げた大規模な調達や投資が盛んになっています。日本においても、10年で1兆円という大規模な支援を行う「宇宙戦略基金」が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)に設置され、これまでに第1期・第2期の技術開発テーマにおいて160件を超える提案(うち4件に当社グループが代表機関又は連携機関として参画)が採択されており、第3期の公募も進行しております。加えて、当社グループも参画する、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」として約5年間で2,831億円の契約が締結され、事業が開始するなど、わが国における政府の取組みも具体化しております。

このような環境のなかで、当社グループは「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、小型衛星技術のパイオニアとして、宇宙ビジネスの先頭に立ち続けることで、従来の宇宙利用の常識を打ち破り、地球上のあらゆる人々が当たり前のように宇宙を使う社会を目指しております。当該ビジョンを達成するために、当社グループは、顧客ニーズに応じた小型衛星の開発・製造・各種手配から運用までをワンストップで提供するAxelLiner事業、及び独自の地球観測衛星網から得られるデータを用いて各種サービスを提供するAxelGlobe事業の2事業を運営しております。

第7期については、AxelLiner事業において、当社グループの多用途に対応できる小型衛星技術により獲得した政府系機関からの受注案件が進捗いたしました。また、AxelGlobe事業においては、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」が

開始したほか、民間企業によるデータの利活用及び委託試験研究案件についても継続しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、2,508,363千円(前年同期比58.1%増)、売上原価は1,710,996千円(前年同期比15.7%増)、売上総利益は797,366千円(前年同期比639.9%増)、営業損失は3,822,923千円(前年同期は2,495,052千円の営業損失)、経常損失は3,712,007千円(前年同期は1,824,228千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は4,057,302千円(前年同期は1,950,803千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

各セグメントの業績は次のとおりであります。なお、2026年3月1日付で組織変更を実施しております。当該組織変更に伴い、報告セグメントの業績をより適切に反映するため、これまでAxelLiner事業に計上していた自社で商用運用を予定している衛星に係る研究開発費用をAxelGlobe事業に計上するなどの見直しを行いました。これに伴い前連結会計年度のセグメント情報についても変更後の測定方法に基づいて作成しております。

AxelLiner事業におきましては、当連結会計年度では、主に政府系機関からの委託試験研究が進捗したことに加え、軌道上実証サービス「AxelLiner Laboratory」のサービス提供を開始しております。また、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構からの「超小型衛星の汎用バスの開発・実証支援」の補助事業につき、営業外収益に補助金収入の計上があった一方で、2025年6月に打上げた「GRUS-3 α 」及び汎用バスシステムの実証実験に関わる研究開発費を計上しました。その結果、AxelLiner事業の売上高は1,522,238千円(前年同期比14.8%増)、セグメント損失は277,974千円(前年同期は119,224千円のセグメント利益)となりました。

AxelGlobe事業におきましては、当連結会計年度では、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」が開始したほか、既存顧客との案件継続や主に国内におけるサービス利用の拡大、委託試験研究案件が進捗いたしました。一方、営業活動に伴う販売管理費や2026年7月7日に打上げた中分解能衛星「GRUS-3」の開発のための研究開発費を計上した結果、AxelGlobe事業の売上高は986,124千円(前年同期比278.6%増)、セグメント損失は1,595,223千円(前年同期は942,005千円のセグメント損失)となりました。

事業別売上高

事業区分	第 6 期 (2025年5月期) (前連結会計年度)		第 7 期 (2026年5月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
A x e l L i n e r 事業	1,326,339千円	83.6%	1,522,238千円	60.7%	195,899千円	14.8%
A x e l G l o b e 事業	260,496千円	16.4%	986,124千円	39.3%	725,628千円	278.6%
合 計	1,586,835千円	100.0%	2,508,363千円	100.0%	921,527千円	58.1%

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は3,679,273千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

Axelliner事業 工具・試験機器等

AxelGlobe事業 計測機器・試験機器等

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

Axelliner事業 －

AxelGlobe事業 自社衛星（「GRUS-3」）の製造・打上げ準備

③ 資金調達の状況

当連結会計年度においては、当社は、2025年8月13日に東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、2025年8月12日を払込期日とする公募による新株式の発行及び2025年9月10日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、7,935,000千円の資金調達を行いました。

当社グループの所要資金として、2024年9月26日付で株式会社みずほ銀行と総借入枠2,000,000千円の借入契約を締結し、当連結会計年度において320,196千円の追加借入を実行した結果、当連結会計年度末における借入実行残高は941,891千円となっております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2023年 5 月期)	第 5 期 (2024年 5 月期)	第 6 期 (2025年 5 月期)	第 7 期 (2026年 5 月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	1,313,609	2,110,676	1,586,835	2,508,363
経 常 損 失 (△) (千円)	△1,330,384	△2,509,711	△1,824,228	△3,712,007
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (千円)	△1,342,316	△3,174,278	△1,950,803	△4,057,302
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△43.75	△85.72	△44.96	△65.84
総 資 産 (千円)	2,872,527	7,353,280	9,523,131	14,609,256
純 資 産 (千円)	1,910,309	4,976,627	3,027,944	6,993,391
1株当たり純資産 (円)	△187.68	△213.36	69.73	104.65

- (注) 1. 当社では、第6期より連結計算書類を作成しておりますので、第4期～第5期については参考値として記載しております。
2. 1株当たり純資産の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。
3. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を、定款に定める取得条項に基づき2024年10月4日付で自己株式として取得し、その対価として、それぞれ普通株式30,338株、36,371株、35,467株、10,387株、54,887株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式は同日付ですべて消却しております。
4. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 4 期 (2023年5月期)	第 5 期 (2024年5月期)	第 6 期 (2025年5月期)	第 7 期 (2026年5月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	333,192	407,972	453,661	746,705
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	31,501	36,805	△211,350	△470,811
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,342,316	△3,174,278	△1,950,803	△4,057,861
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△43.75	△85.72	△44.96	△65.85
総 資 産 (千円)	1,967,199	5,042,818	7,722,387	11,920,015
純 資 産 (千円)	1,910,309	4,976,627	3,027,944	6,992,833
1株当たり純資産 (円)	△187.68	△213.36	69.73	104.65

- (注) 1. 1株当たり純資産の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額を控除して計算しております。
2. 当社は、2024年9月17日開催の取締役会決議により、A種優先株式30,338株、B種優先株式36,371株、C種優先株式35,467株、C2種優先株式10,387株、D種優先株式54,887株を、定款に定める取得条項に基づき2024年10月4日付で自己株式として取得し、その対価として、それぞれ普通株式30,338株、36,371株、35,467株、10,387株、54,887株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、C2種優先株式、D種優先株式は同日付ですべて消却しております。
3. 2024年9月17日開催の取締役会決議により、2024年10月17日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っており、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アクセルスペース	100,000千円	100.0%	①AxelLiner事業 ②AxelGlobe事業
株式会社アクセルスペース ディフェンス&インテリジェ ンス	30,000千円	100.0%	②AxelGlobe事業

(注) 1. 当社の前身である株式会社アクセルスペースは2008年8月に設立され、その後2020年3月に単独株式移転の方式により純粋持株会社として当社が設立され、現在に至っております。

2. 株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンスを2026年3月に設立しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、AxelLiner事業の本格的な収益化に向けた多様なミッションに対応可能な汎用バスシステムの研究開発や、AxelGlobe事業の撮影能力の増強のために2026年7月に打上げた「GRUS-3」等の開発・製造・運用技術の向上など、両事業における先行投資により、継続的に営業損失及びマイナスの営業キャッシュ・フローを計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当該事象又は状況を解消し、かつ今後、当社グループが事業拡大を遂げていくために事業上及び財務上対処すべき課題並びに対処方針は以下のとおりであります。

① 収益基盤の強化

当社グループの売上高の柱である、AxelLiner事業及びAxelGlobe事業において、更なる収益基盤の強化は重要な経営課題と認識しております。そのためAxelLiner事業に関しては、多様なニーズに応えるべく、継続的な研究開発の実施により衛星の性能向上を図りながら、複数のプロジェクトを並行して推進できるよう、衛星開発プロジェクトの短縮化と省力化の加速並びに衛星量産体制の着実な整備を進めてまいります。併せて営業体制を強化し、本格的に営業活動を推進してまいります。

AxelGlobe事業では、防衛省の「衛星コンステレーションの整備・運営等事業」を着実に遂行し、国内外において衛星画像販売代理店・衛星画像解析事業者とのパートナー契約

によって、販路拡大を推進してまいります。加えて、これまで衛星データ活用が進んでいない業界向けの新プロダクト開発を当該業界の事業パートナーと共に積極的に推進し、ソリューションとしての利用普及を図ってまいります。

② 人材の確保及び育成

当社グループのビジョン・ミッションに共感し高い意欲を持った優秀な人材の採用及び人材育成は重要な事業上のテーマであると認識しています。そのため多様な働き方の整備、会社負担による婦人科健診の推奨・有給休暇付与の拡大・継続勤続年数に応じたボーナス休暇の付与などの福利厚生の実施、社内教育制度の充実、透明性のある評価制度の構築等、従業員が高いモチベーションをもって働くことのできる環境の整備を継続して推進してまいります。

③ ガバナンス及び内部管理体制の強化

当社グループは、持続的成長を遂げるための業務執行とガバナンスのバランス及び経営上のリスクを適切にコントロールするための内部管理体制の強化が重要であると認識しております。そのため、社外取締役等への報告体制の強化、内部監査室及び監査役並びに会計監査人による実効性のある三様監査を実施するとともに、役職員向けのコンプライアンス研修の実施等を通じた個々人の知識・能力の向上や、定期的な内部監査を継続して実施してまいります。

④ 財務上の課題について

将来的に安定した事業収益化を目指す過程で、顧客基盤の拡充・人工衛星技術開発への継続的な先行投資が必要であり、そのための必要資金を機動的かつ確実に確保することが重要です。当社グループでは、現状、先行投資フェーズであり、継続的な投資を行っていることから、過去継続して営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスを計上しております。

当社グループではこれまで、公募増資、金融機関からの借入、政府補助金等で資金調達を実施してきましたが、今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

当社グループでは手元流動性確保のため、以下のとおり公募増資、金融機関からの借入等で資金調達を実施してきており、また今後も機動的な資金調達の可能性を適宜検討してまいります。

2023年6月：株式会社三井住友銀行と極度借入2,000,000千円の借入契約を締結
2024年9月：株式会社みずほ銀行と極度借入2,000,000千円の借入契約を締結
2025年3月：株式会社三井住友銀行と4,000,000千円の借入契約を締結
2025年8月：東京証券取引所グロース市場に株式を上場し、公募による新株式の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、7,935,000千円の資金調達を実施

(5) 主要な事業内容（2026年5月31日現在）

事業区分	事業内容
A x e l L i n e r 事業	小型衛星の開発・製造・打上げ後の運用に関して、打上げ機の手配や許可の取得等の非技術的な手続きも含めて顧客向け小型衛星プロジェクトの開発・運用サービスを提供しております。
A x e l G l o b e 事業	当社グループが保有・運用する光学地球観測衛星コンステレーションが取得した画像データを販売、又はそれらの画像を加工・分析して情報を抽出し、ソリューションとして顧客にサービス提供しております。

(6) 主要な営業所及び工場（2026年5月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	東京都中央区
----	--------

② 重要な子会社の重要な営業所

株式会社アクセルスペース	東京都中央区
株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンス	東京都中央区

(7) 使用人の状況（2026年5月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
A x e l L i n e r 事業	164 (31) 名	29名 (2名増)
A x e l G l o b e 事業		
その他の	54 (8) 名	7名 (1名減)
合計	218 (39) 名	36名 (1名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当社グループは、同一の従業員が複数の事業に従事することがあるため、事業セグメントごとの使用人数を記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
39 (4) 名	7名増 (2名減)	44.8歳	1.7年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材会社からの派遣社員を含む）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年5月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,778,000千円
株式会社みずほ銀行	941,891千円
株式会社日本政策金融公庫	550,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年5月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 173,560,000株
- ② 発行済株式の総数 66,640,600株
- ③ 株主数 38,825名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
楽天証券株式会社共有口	3,303千株	4.95%
中村 友哉	2,900	4.35
永島 隆	2,260	3.39
Untrod野村クロスオーバーインパクトファンド投資事業有限責任組合	2,133	3.20
J P モルガン証券株式会社	2,106	3.16
株式会社SpaceCompass	1,916	2.87
Kepple Liquidity1号投資事業有限責任組合	1,691	2.53
SBI Ventures Three合同会社	1,494	2.24
特定金外信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	1,462	2.19
BNYM SA／NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS MILM FE	1,447	2.17

（注）当社は自己株式を保有しておりません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 4 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年3月19日	2019年3月19日
新 株 予 約 権 の 数		1,320個	330個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 264,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 66,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり1,100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)	新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)
権 利 行 使 期 間		2021年3月20日から 2029年3月19日まで	2020年3月2日から 2029年3月19日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 570個 目的となる株式数 114,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 330個 目的となる株式数 66,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

		第 6 回（第 6 - 2 回）新株予約権	第 8 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2021年8月20日	2024年9月9日
新 株 予 約 権 の 数		100個	4,850個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 20,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 970,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)	新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)
権 利 行 使 期 間		2023年8月21日から 2031年8月20日まで	2026年9月10日から 2034年9月9日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 1
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 2名
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

		第 9 回 新 株 予 約 権	第 10 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年9月9日	2024年9月9日
新 株 予 約 権 の 数		8,600個	4,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,720,000株 (新株予約権1個につき 200株)	普通株式 800,000株 (新株予約権1個につき 200株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 530円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)	新株予約権1個当たり 62,650円 (1株当たり 313.25円)
権 利 行 使 期 間		2026年9月10日から 2034年9月9日まで	2024年9月9日から 2034年9月9日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 3
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 5,500個 目的となる株式数 1,100,000株 保有者数 3名	新株予約権の数 2,250個 目的となる株式数 450,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -
	監 査 役	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -	新株予約権の数 - 目的となる株式数 - 保有者数 -

(注) 1. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。

b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行

使用することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
 - a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
- 2. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。
 - a. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - b. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存

- する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。
- (6) 前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使する日以前において、以下に該当する場合は、残存するすべての本新株予約権を行使できないものとします。
- 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）
 - 行使価額を下回る価格を行使価格とする当社新株予約権の発行等が行われた場合（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）
 - 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
 - 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額を下回る価格となった場合
3. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。
- (2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のa乃至cのいずれかの条件が成就しており、かつdの条件が成就していることを要する。

- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
 - b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日から起算して10日以内であること。
 - c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
 - d. 2025年5月期乃至2029年5月期において、当社の損益計算書に記載された連結売上高が一度でも4,709百万円を超過した場合に本新株予約権を行使することができる。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
- a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 11 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2026年2月17日
新 株 予 約 権 の 数		5,892個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 589,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 62,200円 (1株当たり 622.00円)
権 利 行 使 期 間		2028年2月28日から 2036年2月27日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 1,214個 目的となる株式数 121,400株 交付対象者数 18名
	当社子会社の使用人	新株予約権の数 4,678個 目的となる株式数 467,800株 交付対象者数 50名

(注) 1. (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項の定義による。）の取締役、執行役又は従業員その他これに準ずる地位にあることを要します。ただし、新株予約権者が取締役の任期満了若しくは従業員の定年退職により退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、新株予約権を行使することができます。

(2) (1)に規定される条件に加え、新株予約権の行使は、その行使時において、次のいずれかの条件が成就していることを要します。

- a. 当社が発行するいずれかの株式が金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場され、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録された日から6ヶ月が経過していること。
- b. 特定の株主、当該株主と議決権を共同で保有している者及び議決権を当該株主と共同で行使することを合意している者により、当社の議決権の過半数が保有されることとなった日

から起算して10日以内であること。

- c. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めなかった場合（以下、「新株予約権買取請求権発生時」という。）であって、組織再編行為の効力発生日の10日前の応当日が到来していないこと。
- (3) 新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、権利行使期間満了前といえども、直ちに新株予約権を行使する資格を喪失し、当該新株予約権は消滅します。
 - a. 新株予約権者が、禁錮以上の刑に処せられた場合
 - b. 新株予約権者が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- (4) 新株予約権の譲渡及び質入れその他の一切の処分は認めないものとします。
- (5) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続はできないものとします。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	中 村 友 哉	株式会社アクセルスペース代表取締役 株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンス取締役
取 締 役	折 原 大 吾	経営管理本部長 株式会社アクセルスペース取締役 株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンス取締役
取 締 役	濱 田 牧 子	コミュニケーション推進本部長
取 締 役	鎌 田 富 久	有限会社TomyK代表取締役 エルピクセル株式会社代表取締役社長兼CEO
取 締 役	向 井 千 秋	東京理科大学特任副学長 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤）
取 締 役	杉 山 全 功	akippa株式会社取締役 株式会社KaizenPlatform取締役
常 勤 監 査 役	下 村 健 一	株式会社アクセルスペース監査役
常 勤 監 査 役	佐 藤 裕	株式会社アクセルスペース監査役 株式会社イノフィス監査役
監 査 役	小 幡 映 未 子	スパークル法律事務所（パートナー）
監 査 役	原 田 誠 司	原田誠司公認会計士事務所所長

- （注） 1．取締役鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏は、社外取締役であります。
- 2．監査役下村健一氏、佐藤裕氏、小幡映未子氏及び原田誠司氏は、社外監査役であります。
- 3．常勤監査役下村健一氏は、事業会社におけるコンプライアンス業務及び監査役職務の経験と知見を有しております。
- 4．監査役佐藤裕氏は、事業会社における生産管理及び経営企画業務並びに取締役・監査役職務の経験と知見を有しております。
- 5．監査役小幡映未子氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
- 6．監査役原田誠司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 7．常勤監査役下村健一氏は、2026年5月31日をもって辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険により、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を保険会社が填補するものであります。なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事由としております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は役員報酬規程を定めており、取締役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は取締役会で決議することとし、監査役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は監査役同士の協議で決定することとしております。また、各取締役の報酬は1年ごとに、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準及びそれぞれの職務、実績、会社への貢献度等を考慮し、取締役会での審議を経て、取締役会決議により決定することとしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	67,696千円 (11,020)	67,696千円 (11,020)	—	—	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	17,870千円 (17,870)	17,870千円 (17,870)	—	—	4 (4)
合 計 (うち社外役員)	85,566千円 (28,890)	85,566千円 (28,890)	—	—	10 (7)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員は取締役6名（うち社外取締役3名）、監査役4名（うち社外監査役4名）であります。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2024年10月15日開催の臨時株主総会において年額250百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は4名）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2024年8月20日開催の第5回定時株主総会において年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役鎌田富久氏は、有限会社TomyKの代表取締役及びエルピクセル株式会社の代表取締役社長兼CEOであります。有限会社TomyKは当社の普通株式を280,000株保有しています。エルピクセル株式会社と当社との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役向井千秋氏は、東京理科大学特任副学長及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の特別参与（非常勤）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役杉山全功氏は、akippa株式会社取締役及び株式会社KaizenPlatform取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役下村健一氏は、当社子会社である株式会社アクセルスペースの監査役であります。
- ・ 監査役佐藤裕氏は、株式会社イノフィス及び当社子会社である株式会社アクセルスペースの監査役であります。当社と兼職先の株式会社イノフィスとの間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役小幡映未子氏は、スパークル法律事務所パートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 監査役原田誠司氏は、原田誠司公認会計士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 鎌田 富久	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席いたしました。 主に先端技術分野での経営に関する豊富な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 向井 千秋	当事業年度に開催された取締役会26回のうち23回に出席いたしました。 主に宇宙業界及び会社経営に関する豊富な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に宇宙業界における技術的な視点において専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 杉山 全功	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに出席いたしました。 主に会社経営に関する豊富な知見から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 下村 健一	当事業年度に開催された取締役会26回のうち23回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。 製造業のコンプライアンス業務に精通をしている見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 佐藤 裕	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 総合電機メーカーに長く従事していた専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 小幡 映未子	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 原田 誠司	当事業年度に開催された取締役会26回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬等の額につきましては、上記以外に前事業年度に係る会計監査人の追加報酬29,900千円を支払っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレターの作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は業務の適正を確保するための体制として、取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

1. 取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役等（当社及び子会社の取締役、執行役員をいう。以下同じ）は、当社グループが共有すべきルールや考え方を表した「アクセルスペーススコアバリュー」及び規程全般を通じて、当社グループにおける企業倫理の確立並びに取締役等及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守を確保するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、その周知徹底をはかる。
 - ② 内部監査室は、内部監査基本計画書に基づき当社グループにおける法令、定款及び社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。
 - ③ 取締役等は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
 - ④ 内部通報制度の利用を促進し、当社グループにおける法令・定款違反又はそのおそれのある事実の早期発見に努める。
 - ⑤ コンプライアンス・リスク管理委員会は、当社グループにおけるリスク管理の全社的推進を図り、不正行為の原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて再発防止策の展開等の活動を推進する。
 - ⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 情報管理については、一般的な情報については「情報セキュリティポリシー」に基づき「情報システム管理基準規程」により、また、技術情報については「技術情報管理規程」により情報管理に関する責任体制を明確化している。なお、情報管理に関する具体的施策については、「情報システム利用基準規程」「情報システム構築運用基準規程」及び「サイバーセキュリティ基準規程」に基づき、当社グループ全体で横断的に

推進する。

- ② 取締役等及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理要領」に基づき適切に作成、保存、管理する。
- ③ 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類、重要な契約書、予算・決算関係書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- ④ 個人情報については、法令、「特定個人情報取扱規程」及び「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理は、「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社グループとして一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。
- ② 代表取締役は、コンプライアンス・リスク管理委員会を中心とするリスク管理体制を構築し、当社グループのリスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図りリスクの回避及び損失の最小化を図る。
- ③ コンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社グループのリスク管理の実施について監督する。
- ④ コーポレート本部は、各本部・室が実施するリスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整及び指示を行う。
- ⑤ 各本部・室は、その業務の遂行にあたり生じる恐れのあるリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで、具体的な対応方針及び対策を決定し、適切にリスク管理を実施する。
- ⑥ 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、経営会議において十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において付議又は報告をする。
- ⑦ 各本部・室は、業務の過程で事業に関する重大なリスクを認識したとき又は重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに代表取締役及びコーポレート本部長にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、経営会議及び取締役会に付議又は報告をする。
- ⑧ 内部監査室は、当社グループのリスク管理体制及びリスク管理の実施状況について監査を行う。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- ② 取締役会は、当社グループの中期経営計画及び年間予算を決定し、その執行状況を監督し担当取締役等からの報告を通じて、業務執行の効率性及び健全性を点検し、適宜見直しを行う。
- ③ 当社グループに共通して適用される、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」（決裁基準表を含む。）により、取締役等及び各職位における決裁権限の内容及び関与すべき本部・室等を明確に定めることで、業務の重複を避け、機動的な意思決定・業務遂行を行う。

5. 企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社は、「職務権限規程」に基づき、重要な経営事項については、当社の承認を得、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
前記3記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
- ③ 子会社の取締役等の職務が効率的に行われることを確保するための体制
前記4記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。
- ④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
前記1記載のとおり、当社グループ一体としての体制を構築している。

6. 財務報告の適正性確保のための体制整備

- ① コーポレート本部を所管する取締役あるいはコーポレート本部を所管する執行役員は商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。
- ② 財務報告の適正性を確保するための体制につき、金融商品取引法その他国内外の法令に基づき、その整備・運用状況を定期的に評価し改善を図る。
- ③ 当社グループの各本部・室は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7. 監査役補助者に関する体制

7-1 監査役補助者の設置に関する事項

監査役の求めにより、監査役の職務遂行を補助する使用人（以下「監査役補助者」という。）を置く場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

7-2 監査役補助者の独立性に関する事項

監査役補助者の人事考課、異動、懲戒等については監査役会の承認を要する。

7-3 監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号記載のとおり、監査役補助者が監査役の指示に従うことにより、処遇上の不利を被ることがない体制を構築し、実効性が確保されている。

8. 監査役への報告、報告者の保護、費用、その他監査役の監査の実効性を確保するための体制

8-1 監査役への報告に関する体制

- ① 取締役等及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- ② 取締役等及び使用人は、内部通報規程に基づき、常勤監査役に対して不正行為の通報を行うことができる。

8-2 前記8-1の報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 内部通報規程において、通報者の秘密が守られ、また通報をしたことを理由とする不利益な取扱いが禁止されている。

8-3 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役がその職務の執行について、当社に対し会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務の支払いを行う。
- ② 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に認めることができる。

8-4 監査役の監査の実効性を確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
- ② 監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
- ③ 監査役は、毎月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- ④ 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

当社グループでは、事業運営上、重大な影響を及ぼす恐れのある様々なリスクに対して、コンプライアンス・リスク管理規程に基づく社内横断的なコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しており、当委員会にて当社グループの運営に関する全社的・総括的なリスクの把握・評価及び防止策や対応策の検討等を行っております。また、必要に応じて臨時委員会を開催することとしております。

取締役会は、取締役会規程に基づき、毎月1回定期的な開催の他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、業務執行に関する重要事項の意思決定の他、業績の進捗状況等の報告を行い情報の共有をするとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役会は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、相互認識を深めるよう努めております。

内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社グループの法令、定款及び社内規程の遵守状況について内部監査を行っております。内部監査の結果は、代表取締役に報告され、被監査部門に対して具体的な助言・改善状況の確認などを行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、いまだ成長過程にある企業であり、更なる財務体質の強化、競争力の確保を経営上の主要課題の一つとして位置づけております。そのため現時点においては、内部留保の充実を図り、収益力強化、事業規模の拡大のための投資に充当することが、株主の皆様の将来の安定的かつ継続的な利益還元につながるかと考えており、当事業年度を含め、配当を行っておりません。

将来的には、各事業年度の財政状態、経営成績を勘案しながら株主の皆様への利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点では内部留保の充実を図り、再投資をしていく方針であるため、配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針と考えており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、毎年11月30日を基準日として、取締役会決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	11,025,895	流 動 負 債	4,353,558
現 金 及 び 預 金	5,815,658	買 掛 金	569,209
売 掛 金	14,658	1年内返済予定の長期借入金	2,007,585
契 約 資 産	1,064,382	未 払 金	449,286
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	461,811	未 払 法 人 税 等	43,330
前 渡 金	3,163,995	前 受 金	1,209,902
そ の 他	505,388	契 約 負 債	1,361
固 定 資 産	3,583,361	そ の 他	72,883
有 形 固 定 資 産	3,364,066	固 定 負 債	3,262,306
建 物 附 属 設 備	42,268	長 期 借 入 金	3,262,306
機 械 及 び 装 置	1,727,779	負 債 合 計	7,615,865
工 具、器 具 及 び 備 品	324,376	(純 資 産 の 部)	
建 設 仮 勘 定	3,335,142	株 主 資 本	6,974,229
減 価 償 却 累 計 額	△1,295,106	資 本 金	4,103,035
減 損 損 失 累 計 額	△770,393	資 本 剰 余 金	18,193,908
無 形 固 定 資 産	17,243	利 益 剰 余 金	△15,322,714
ソ フ ト ウ ェ ア	17,243	新 株 予 約 権	19,162
投 資 そ の 他 の 資 産	202,051	純 資 産 合 計	6,993,391
敷 金 及 び 保 証 金	202,041	負 債 純 資 産 合 計	14,609,256
そ の 他	10		
資 産 合 計	14,609,256		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,508,363
売上原価		1,710,996
売上総利益		797,366
販売費及び一般管理費		4,620,290
営業損失(△)		△3,822,923
営業外収益		
受取利息	16,225	
補助金収入	487,149	
為替差益	6,955	
その他の	3,720	514,050
営業外費用		
支払利息	347,941	
株式交付費	55,191	
その他の	1	403,134
経常損失(△)		△3,712,007
特別損失		
固定資産除却損	114	
減損損失	290,946	
自己新株予約権消却損	47,920	338,981
税金等調整前当期純損失(△)		△4,050,988
法人税、住民税及び事業税	6,313	6,313
当期純損失(△)		△4,057,302
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△4,057,302

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当 期 首 残 高	100,000	14,190,873	△11,265,412	3,025,461	2,483	3,027,944
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	3,967,500	3,967,500		7,935,000		7,935,000
新株の発行（新株予約権の行使）	35,535	35,535		71,070		71,070
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△4,057,302	△4,057,302		△4,057,302
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 （純 額）					16,679	16,679
当 期 変 動 額 合 計	4,003,035	4,003,035	△4,057,302	3,948,768	16,679	3,965,447
当 期 末 残 高	4,103,035	18,193,908	△15,322,714	6,974,229	19,162	6,993,391

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・ 連結子会社の数 2社

・ 連結子会社の名称 株式会社アクセルスペース

株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンス

・ 連結の範囲の変更 当連結会計年度において、株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンスを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

法人税法の規定による定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備、機械及び装置については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 2～18年

機械及び装置 5年

工具、器具及び備品 2～10年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度においては、貸倒実績はなくまた貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上していません。

ロ. 受注損失引当金

受注案件に係る見積総原価が受注金額を超過した場合に、将来の損失発生が見込まれる受注案件に備えるため、超過相当額について将来の損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる受注案件について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、受注損失引当金は計上していません。

ハ. プロジェクト損失引当金

当社グループのプロジェクトの仕様変更等から生じる将来の損失に備えるため、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる損失について、損失見込額を計上することとしております。なお、当連結会計年度は翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失がないため、プロジェクト損失引当金は計上していません。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

イ. Axelliner事業

Axelliner事業においては、顧客と人工衛星等の開発・製造・試験、運用等及び委託試験研究サービスに係る契約を締結しており、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究サービスを履行する義務を負っております。これらの履行義務は、人工衛星等の開発・製造等や委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、期間がごく短い製造・研究を除き、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間がごく短い製造・研究については、製造・研究完了時に収益を認識しております。

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した人工衛星等の製造・開発等や委託試験研究に関して発生した原価が原価総額の見積りに占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。なお、取引の対価を受領する時期は契約条件ごとに異なるものの、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

ロ. AxelGlobe事業

AxelGlobe事業においては、主に人工衛星から得られた画像撮影サービスに係る契約を締結しており、顧客から依頼された画像撮影を実施し、引き渡す義務を負っております。画像撮影サービスのうち、短期間で画像データを提供する契約については、顧客への引渡し完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。また、一定期間にわたり画像撮影サービスを提供する契約については、顧客が契約期間を通じて継続的に便益を享受することから、履行義務は一定の期間にわたり充足されると判断し、契約期間に応じて収益を認識しております。支払条件は契約ごとに異なりますが、製品の引渡しや契約期間の経過等に応じて対価を受領しております。当該契約期間に応じて認識している収益に関する取引価格について、将来の運用機数や顧客が設定した衛星画像データ等の要求水準達成割合を要因とする変動対価が含まれており、変動対価の額の見積りに当たっては、発生し得ると考えられる対価の額における最も可能性の高い単一の金額による方法によっております。

AxelGlobe事業においては、委託試験研究サービスに係る契約も締結しておりますが、当該サービスについては、委託試験研究の進捗に応じて一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断していることから、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、当連結会計年度末までに実施した委託試験研究に関して発生した原価が原価総額の見積りに占める割合をもって進捗度とする原価比例法によっております。

なお、当連結会計年度において取引価格に重要な金融要素を含む契約はありません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法の適用

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する収益 1,546,941千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

一定期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高は、原価総額の見積りに対する発生原価の割合（原価比例法）により算出した進捗率に収益総額を乗じて算出しております。

ロ. 主要な仮定

原価総額の見積りは、発注先から入手した見積書や社内承認された見積単価等の客観的な価格による積算価格により算出しておりますが、人工衛星の製造過程に必要な部材等には、特殊性が強く画一的な判断尺度を得ることが困難であり、専門的な知識と経験に基づく一定の仮定を伴います。

また、業務完了までの原価総額の見積りについては、業務進捗等に伴い各種費用の追加、仕様変更等が生じる可能性があるため、その見積り及び仮定を継続的に見直しております。

ハ. 翌年度の連結計算書類に与える影響

原価総額の見積りは、契約変更や見積りの前提条件の変動によって影響を受ける可能性があり、原価総額の見積りが実際と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有	形	固	定	資	産	3,364,066
無	形	固	定	資	産	17,243
減	損		損	失		290,946

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の事業単位を基準としてグルーピングを行っております。また、本社資産等に関する資産は、共用資産としてより大きな単位で減損損失を認識するかの判定を行っております。

各資産グループで減損の兆候の有無の判定を行い、兆候が認められる資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローに基づいて減損損失の認識の要否を判定しております。

減損損失の認識の要否判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、顧客との契約に基づく売上の計上時期及び計上金額に係る仮定が含まれております。このうち、一定期間にわたり画像撮影サービスを提供する契約に係る売上高は、契約額を上限として、将来の衛

星の運用機数や顧客が設定した衛星画像データ等の要求水準達成割合に基づく変動を考慮して見積もっております。将来予測は不確実性を伴い、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに対して、実際に発生したキャッシュ・フローが見積りを大きく下回った場合、固定資産の減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約及び限度貸付契約

当社グループは、取引銀行2行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び限度貸付契約の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	3,000,000千円
貸付限度額	1,000,000
借入実行残高	941,891
差引借入未実行残高	3,058,108

当該当座貸越契約及び限度貸付契約は、当社グループの特定プロジェクトの支出に紐づく契約であります。

(2) 財務制限条項

- ① 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結した当座貸越契約及び限度貸付契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年9月26日契約（当連結会計年度末残高 941,891千円）

- 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期純損益が、損失とならないようにすること。
- 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末日において、財務制限条項に抵触していません。

また、当該財務制限条項について、2026年7月14日付にて変更契約を締結いたしました。詳細は「重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

- ② 当連結会計年度末の借入金のうち、当社と株式会社三井住友銀行との間で締結した金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2025年3月26日契約（当連結会計年度末残高 3,778,000千円）

- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維

持すること。

- c. 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内
にすること。
- d. 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、又は30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこ
と。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当連結会計年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	66,640,600株
------	-------------

- (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目
的となる株式の種類及び数

普通株式	1,409,600株
------	------------

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や新株発行）を調達しております。また、資金運用については、投機的な取引は行わない方針であり、一時的な余剰資金は、主に安全性の高い銀行預金で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であり、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は、主に運転資金、設備投資及び研究開発に係る資金調達であり、金利等の変動リスク及び流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金については、財務制限条項への抵触により、借入金の繰上返済請求を受けるリスクがあります。

敷金及び保証金は、主に本社建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、経営管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに入金期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループの短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の金利等の変動リスクについては、市場金利の動向を監視する等により対応しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経営管理本部において資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当連結会計年度の末日現在における営業債権は、特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金	202,041	188,315	△13,726
資産計	202,041	188,315	△13,726
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	5,269,891	5,145,055	△124,836
負債計	5,269,891	5,145,055	△124,836

注1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,815,658	—	—	—
売掛金	14,658	—	—	—
敷金及び保証金	38,188	163,852	—	—
合計	5,868,504	163,852	—	—

注2. 短期借入金、長期借入金の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,007,585	1,520,378	1,302,378	188,378	188,378	62,792
合計	2,007,585	1,520,378	1,302,378	188,378	188,378	62,792

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
 - ・レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
 - ・レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
- 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	188,315	—	188,315
資産計	—	188,315	—	188,315
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	5,145,055	—	5,145,055
負債計	—	5,145,055	—	5,145,055

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

・敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、将来キャッシュ・フローを国債の利回りなど観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

・長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	Axelliner事業	AxelGlobe事業	
人工衛星等の開発・製造・試験、運用等	221,141	—	221,141
委託試験研究サービス	1,301,097	31,738	1,332,835
画像撮影サービス	—	954,385	954,385
顧客との契約から生じる収益	1,522,238	986,124	2,508,363
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	1,522,238	986,124	2,508,363

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2025年6月1日)	当連結会計年度末 (2026年5月31日)
顧客との契約から生じた債権	24,597	14,658
契約資産	4,189	1,064,382
契約負債	201,653	1,361

契約資産は、製造・研究の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち、未請求のものであり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

契約負債は、主に顧客からの前受金であり、履行義務の充足に係る進捗に応じ、収益を認識するにつれて取り崩しております。

契約資産残高の重要な変動は、進捗度に応じて認識した収益の計上と売上債権への振替によるものであります。契約負債残高の重要な変動は、主として前受金の受取と収益認識によるものであります。

当連結会計年度期首における契約資産残高は、進捗に応じた収益認識を行ったことにより増加しており、契約負債残高は、履行義務を充足したことにより収益として認識したことにより減少しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

期末日時時点で充足されていない履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度末 (2026年5月31日)
1年以内	9,339,294
1年超2年以内	9,159,909
2年超3年以内	10,058,252
3年超4年以内	10,295,028
4年超5年以内	8,540,516
5年超	11,603
合計	47,404,606

残存履行義務に配分した取引価格は、Axelliner事業における人工衛星等の開発・製造・試験・運用等及び委託試験研究サービスの契約に係るもの、並びにAxelGlobe事業における人工衛星から得られた画像撮影サービスの契約に係るものであります。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の総額には、変動対価の見積り額を含んでおります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	104円65銭
1株当たり当期純損失（△）	△65円84銭

8. 重要な後発事象に関する注記

財務制限条項の変更

当社は、株式会社みずほ銀行との間で締結している当座貸越契約及び限度貸付契約について、2026年7月14日付にて財務制限条項を変更する契約を締結いたしました。

1. 対象となる借入金

借入先：株式会社みずほ銀行

当連結会計年度末残高：941,891千円

2. 変更の内容

変更前：各年度の決算期における借入人の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が、2027年5月期を初回とし、以降の決算期につきいずれか一方でも損失とならないようにすること。

変更後：各年度の決算期における借入人の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が、2029年5月期を初回とし、以降の決算期につきいずれか一方でも損失とならないようにすること。

3. 財政状態等への影響

当該変更による当連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

貸 借 対 照 表

(2026年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,310,405	流 動 負 債	1,664,876
現 金 及 び 預 金	4,245,217	1年内返済予定の長期借入金	1,457,585
売 掛 金	31,370	未 払 金	128,918
前 払 費 用	30,649	未 払 法 人 税 等	40,712
前 渡 金	861	そ の 他	37,659
そ の 他	2,307	固 定 負 債	3,262,306
固 定 資 産	7,609,610	長 期 借 入 金	3,262,306
有 形 固 定 資 産	99,495	負 債 合 計	4,927,182
建 設 仮 勘 定	99,495	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	7,510,115	株 主 資 本	6,973,670
子 会 社 長 期 貸 付 金	17,500,000	資 本 金	4,103,035
子 会 社 株 式	30,000	資 本 剰 余 金	16,340,379
敷 金 及 び 保 証 金	79,255	資 本 準 備 金	16,340,379
子 会 社 貸 倒 引 当 金	△10,099,140	利 益 剰 余 金	△13,469,744
資 産 合 計	11,920,015	そ の 他 利 益 剰 余 金	△13,469,744
		繰 越 利 益 剰 余 金	△13,469,744
		新 株 予 約 権	19,162
		純 資 産 合 計	6,992,833
		負 債 純 資 産 合 計	11,920,015

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		746,705
売 上 総 利 益		746,705
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		950,323
営 業 損 失 (△)		△203,618
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	118,330	
そ の 他 営 業 外 収 益	4,598	122,928
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	334,928	
株 式 交 付 費	55,191	
そ の 他 営 業 外 費 用	1	390,121
経 常 損 失 (△)		△470,811
特 別 損 失		
子 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,535,572	
自 己 新 株 予 約 権 消 却 損	47,920	3,583,492
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△4,054,303
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,557	3,557
当 期 純 損 失 (△)		△4,057,861

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から
2026年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
				繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	100,000	12,337,344	12,337,344	△9,411,883	△9,411,883	3,025,461	2,483	3,027,944
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	3,967,500	3,967,500	3,967,500		－	7,935,000		7,935,000
新株の発行（新株予約権の行使）	35,535	35,535	35,535		－	71,070		71,070
当 期 純 損 失 （△）			－	△4,057,861	△4,057,861	△4,057,861		△4,057,861
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 （純 額）			－		－	－	16,679	16,679
当 期 変 動 額 合 計	4,003,035	4,003,035	4,003,035	△4,057,861	△4,057,861	3,948,209	16,679	3,964,888
当 期 末 残 高	4,103,035	16,340,379	16,340,379	△13,469,744	△13,469,744	6,973,670	19,162	6,992,833

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

子会社貸倒引当金 子会社に対する債権の貸倒損失に備えるため、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

当社における主な収益は経営管理料であり、子会社との契約に基づき経営管理業務を履行する義務を負っております。当該経営管理料にかかる履行義務については、契約期間に応じて収益を認識しております。

(1) 子会社に対する貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

子 会 社 長 期 貸 付 金	17,500,000
子 会 社 貸 倒 引 当 金	△10,099,140

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

子会社に対する貸付金等の評価に当たっては、子会社の財政状態及び経営成績を考慮し、期末日時点の対象会社の支払能力及び債務超過の額を総合的に勘案したうえで、当該回収不能見込額を子会社貸倒引当金として計上しております。

当該回収不能見込額の見積りに当たっては、子会社の純資産額を基礎として将来の業績及び財政状態に関する事業計画を考慮したうえで、支払能力を総合的に判断しております。

主要な仮定については、見積りの不確実性が存在するため、子会社の財政状態及び経営成績が変動した場合には、翌事業年度の計算書類において、子会社貸倒引当金の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 33,512千円

なお、区分掲記したものについては除いております。

(2) 保証債務

子会社の銀行借入に対する保証

保証先	保証金額
株式会社アクセルスペース	一千円

(3) 当座貸越契約及び限度貸付契約

当社は、取引銀行1行と当座貸越契約及び限度貸付契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約及び限度貸付契約の借入未実行残高は、次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
貸付限度額	1,000,000
借入実行残高	941,891
差引借入未実行残高	1,058,108

(4) 財務制限条項

- ① 当事業年度末の借入金のうち、当社と株式会社みずほ銀行との間で締結した当座貸越契約及び限度貸付契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2024年9月26日契約（当事業年度末残高941,891千円）

- 2025年5月期決算以降、各年度の決算期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2027年5月期決算以降、各年度の連結損益計算書の経常損益及び当期純損益が、損失とならないようにすること。
- 2025年9月末日までに30億円以上のエクイティ調達を実施すること。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末日において、財務制限条項に抵触しておりません。

また、当該財務制限条項について、決算日後の2026年7月14日に変更契約を締結しております。詳細は「重要な後発事象に関する注記」に記載しております。

- ② 当事業年度末の借入金のうち、当社と株式会社三井住友銀行との間で締結した金銭消費貸借契約には、以下のとおり財務制限条項が付されております。

2025年3月26日契約（当事業年度末残高3,778,000千円）

- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の純資産の金額を、正の値とすること。
- 2025年5月期決算以降、各四半期末日における連結貸借対照表の現預金の金額を、20億円以上に維

持すること。

- c. 2025年5月期決算以降、各事業年度末における投資キャッシュ・フローの金額を一定金額の範囲内にすること。
- d. 2026年5月末日までに、株式公開を行うか、又は30億円以上のエクイティ性の資金調達を行うこと。

上記いずれかの条項に抵触した場合、借入先の要求に基づき当該借入金を一括返済する可能性があります。なお、当事業年度末日において、財務制限条項に抵触していません。

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引による取引高	746,705千円
②営業取引以外による取引高	103,002千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 66,640,600株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

- (3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,409,600株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	231,359千円
子会社貸倒引当金	3,474,104千円
子会社株式	923,325千円
未払事業税	13,588千円
繰延税金資産小計	4,642,378千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△231,359千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,411,018千円
評価性引当額小計	△4,642,378千円
繰延税金資産合計	－千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	株 式 会 社 三井住友銀行 (注2)	被所有 間接 11.5%	資金の借入 等	資金の借入 (注1)	－	1年内返済 予定の長期 借 入 金	555,000
				利息の支払 (注1)	75,664	長期借入金	3,445,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の借入については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 当社の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による新株式の発行により、株式会社三井住友銀行は、2025年8月13日付で当社の主要株主に該当しなくなりました。取引金額及び期末残高は、同日までの取引高及び残高を記載しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との 関 係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子 会 社	株式会社アクセル スペース	所有 直接 100.0%	経営管理 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	7,000,000	子 会 社 長期貸付金	17,500,000
				利息の受取 (注1)	103,002	未 収 入 金	526
				経営管理料 の受取 (注2)	742,666	売 掛 金	31,370
子 会 社	株式会社アクセル スペースディフェ ンス&インテリジ エンス	所有 直接 100.0%	経営管理 役員の兼任	経営管理料 の受取 (注2)	4,039	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場価格等を勘案し、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。
3. 株式会社アクセルスペースへの貸倒懸念債権に対し、10,099,140千円の子会社貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において3,535,572千円の子会社貸倒引当金繰入額を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	104円65銭
1株当たり当期純損失(△)	△65円85銭

10. 重要な後発事象に関する注記

財務制限条項の変更

当社は、株式会社みずほ銀行との間で締結している当座貸越契約及び限度貸付契約について、2026年7月14日付にて財務制限条項を変更する契約を締結いたしました。

1. 対象となる借入金

借入先：株式会社みずほ銀行

借入残高：941,891千円

2. 変更の内容

変更前：各年度の決算期における借入人の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が、2027年5月期を初回とし、以降の決算期につきいずれか一方でも損失とならないようにすること。

変更後：各年度の決算期における借入人の連結の損益計算書に示される経常損益及び当期損益が、2029年5月期を初回とし、以降の決算期につきいずれか一方でも損失とならないようにすること。

3. 財政状態等への影響

当該変更による当事業年度の計算書類への影響はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社アクセルスペースホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 高	由 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アクセルスペースホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクセルスペースホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年7月17日

株式会社アクセルスペースホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木 修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 高 由 貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アクセルスペースホールディングスの2025年6月1日から2026年5月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年6月1日から2026年5月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担及びアクセルスペースグループ監査役監査規程に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について報告を受け、必要に応じて関係者に説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

各監査役は以下に電子署名する。

2026年7月24日

株式会社アクセルスペースホールディングス

監 査 役 会

常勤監査役 佐 藤 裕 (印)

社外監査役 原 田 誠 司 (印)

社外監査役 小 幡 映 未 子 (印)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制効率化のため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	なかむら ゆう や 中村 友哉 (1979年12月31日)	2007年4月 東京大学大学院工学系研究科 特任研究員 2008年8月 株式会社アクセルスペース設立 代表取締役 (現任) 2020年3月 当社代表取締役(現任) 2026年3月 株式会社アクセルスペースディフェンス&イ ンテリジェンス取締役(現任)	2,900,000株
【取締役候補者とした理由】 中村友哉氏は、2008年に株式会社アクセルスペースを設立、代表取締役に就任して以来「Space within Your Reach～宇宙を普通の場所に～」をビジョンに掲げ、従来人々にとって遠い存在であった宇宙が、日常的にかつ当たり前のように利活用されている社会の実現を目指し、これまでに11機の小型衛星を製造してきた実績等、これらの経験を活かして当社を牽引することで、当社の企業価値向上に更に寄与できると判断しました。よって、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	おりはら だいご 折原 大吾 (1972年8月1日)	1996年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 1997年5月 日本ルーセント・テクノロジー株式会社入社 2004年7月 UBS証券会社（現UBS証券株式会社）入社 2008年7月 株式会社経営共創基盤入社 2019年5月 株式会社イノフィス入社 2020年7月 株式会社イノフィス代表取締役社長 2023年4月 当社入社 2023年6月 当社執行役員経営管理本部長 2023年6月 株式会社アクセルスペース執行役員経営管理本部長 2023年8月 当社取締役経営管理本部長 2023年8月 株式会社アクセルスペース取締役経営管理本部長 2026年3月 株式会社アクセルスペースディフェンス&インテリジェンス取締役（現任） 株式会社アクセルスペース取締役営業・事業開発本部長兼経営管理本部長 2026年6月 当社取締役経営企画本部長兼コーポレート本部長（現任） 株式会社アクセルスペース取締役営業・事業開発本部長兼コーポレート本部長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 折原大吾氏は、UBS証券株式会社においてM&Aや資金調達等のFA業務に従事した後、株式会社経営共創基盤において事業戦略立案やハンズオン経営支援、海外プロジェクトや国内外投資業務に携わり、その後、スタートアップ企業においてCFO及びCEOの経験を経て、2023年4月に当社入社。同年8月に当社取締役経営管理本部長に就任し、予算及び中期事業計画策定や経営管理、財務戦略や資本政策を主導してきました。引き続き、当社の持続的成長とガバナンス強化に大きく貢献するものと考え、取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	か ま だ と み ひ さ 鎌田 富久 (1961年5月1日)	1985年11月 有限会社アクセス（現株式会社ACCESS）取締役 2009年2月 株式会社ACCESS代表取締役社長兼共同最高経営責任者（Co-CEO） 2009年10月 株式会社ACCESS代表取締役社長兼最高経営責任者（CEO） 2012年3月 Mynd株式会社代表取締役 2012年3月 有限会社TomyK（TomyK Ltd.）代表取締役（現任） 2012年5月 株式会社Pluto（現株式会社Crossdoor）社外取締役 2012年7月 H2L株式会社社外取締役 2012年10月 株式会社SCHAFT社外取締役 2013年10月 Genomedia株式会社社外取締役 2014年1月 AgIC株式会社（現エレファンテック株式会社）社外取締役（現任） 2014年1月 StartupBooster Inc. Representative Director & President 2014年5月 株式会社アクセルスペース社外取締役 2014年6月 株式会社Moff社外取締役 2016年5月 ユカイ工学株式会社社外取締役 2017年5月 エルピクセル株式会社社外取締役 2019年1月 株式会社モルフォ社外取締役 2019年8月 株式会社MinD in a Device社外取締役 2020年3月 当社社外取締役（現任） 2020年3月 エルピクセル株式会社代表取締役 2021年8月 エルピクセル株式会社代表取締役兼CEO 2023年5月 エルピクセル株式会社代表取締役社長兼CEO（現任） （重要な兼職の状況） 有限会社TomyK（TomyK Ltd.）代表取締役 エルピクセル株式会社代表取締役社長兼CEO	280,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 鎌田富久氏は、ネットワークソフトウェア会社の株式会社ACCESSの創業者であり、同社の退任後はスタートアップ支援をする有限会社TomyKを設立し、ロボット、AI、IoT、宇宙、ゲノム、医療など様々な分野のスタートアップを支援しており、先端技術分野での経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いており、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	む か い ち あ き 向 井 千 秋 (1952年 5 月 6 日)	1977年 4 月 慶應義塾大学医学部外科学教室医局員 1985年 8 月 宇宙開発事業団（現国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 搭乗科学技術者（宇宙飛行士）） 1987年 6 月 アメリカ航空宇宙局 ジョンソン宇宙センター 宇宙生物医学研究室心臓血管生理学研究人员 2014年10月 日本学術会議副会長 2015年 4 月 東京理科大学副学長 2015年 6 月 富士通株式会社社外取締役 2016年 4 月 東京理科大学特任副学長（現任） 2017年 1 月 国連宇宙空間平和利用委員会（COPUOS）科学技術小委員会議長 2018年 4 月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与 2019年 3 月 花王株式会社社外取締役 2022年11月 慶應義塾大学学外理事（現任） 2023年 8 月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤）（現任） 2024年 2 月 TOPPANホールディングス株式会社社顧問 2024年 4 月 花王株式会社エグゼクティブフェロー（現任） 2024年 6 月 TOPPANホールディングス株式会社社外取締役（現任） 2024年 8 月 当社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 東京理科大学特任副学長 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構特別参与（非常勤）	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 向井千秋氏は、JAXA在籍時の宇宙飛行士の経験をはじめとし、アメリカ航空宇宙局での研究活動及び国連宇宙空間平和利用委員会科学技術小委員会議長など国内外での宇宙事業発展に長らく貢献をしており、その他大手上場企業の社外取締役を務めるなど宇宙業界及び会社経営に関する豊富な知見を有していることから、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いており、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番 号	ふ 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	すぎやま まきのり 杉山 全功 (1965年4月16日)	1991年6月 株式会社徳間インテリジェンスネットワー ク取締役 2000年6月 株式会社インデックス入社 2004年3月 株式会社ザッパラス代表取締役社長 2009年8月 日活株式会社取締役（現任） 2011年6月 株式会社enish代表取締役社長 2017年8月 akippa株式会社取締役（現任） 2018年8月 株式会社ACSL取締役 2019年8月 株式会社ROXX取締役（現任） 2020年8月 株式会社KaizenPlatform取締役（現任） 2024年8月 当社社外取締役（現任）	一 株
		（重要な兼職の状況） akippa株式会社取締役 株式会社KaizenPlatform取締役	
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 杉山全功氏は、株式会社ザッパラスをはじめとし、複数社のスタートアップ企業の取締役を務め上場 企業として大きく成長をさせた実績を有しており、会社経営に関する豊富な知見を有していることか ら、当社のガバナンス体制の強化及びその知見を活かした社外取締役としての監督・提言を頂いてお り、引き続き、当社のガバナンス強化に大きく貢献頂けるものと考え、社外取締役候補者となりました。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏は、社外取締役候補者であります。
3. 鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって鎌田富久氏は6年5か月、向井千秋氏及び杉山全功氏は2年となります。
4. 当社は、鎌田富久氏、向井千秋氏及び杉山全功氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、各氏の再任が承認された場合は、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役に対する事後交付型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2024年10月15日開催の当社臨時株主総会において、年額250百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し、中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与し、また、株主の皆様と価値・リスクをより一層共有するとともに、競争力のある報酬水準により優秀な人材の確保を図ることを目的として、新たに当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を一定の期間後に割当てる事後交付型株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット（RSU）制度）（以下、「本制度」という。）を下記のとおり導入することといたしたいと存じます。

当社は、事業基盤の強化・拡大に向け、当社のビジョン・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材の採用及び育成を重要な経営課題の一つと認識しております。今後は、人材の獲得競争のさらなる激化が見込まれることから、グローバルな人材市場において競争力のある報酬体系を整備するとともに、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブを付与することが重要であると考えております。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の総額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額を、(i)対象取締役のうち社外取締役以外の取締役を対象とする制度（以下、「RSU I」という。）については各対象勤務期間 I（下記3.にて定義されます。以下同じ。）につき170百万円以内として、また、

(ii)対象取締役のうち社外取締役を対象とする制度（以下、「RSUⅡ」という。）については各対象勤務期間Ⅱ（下記3.にて定義されます。以下同じ。）につき60百万円以内として、それぞれ設定いたしたいと存じます。なお、本制度に基づく株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定めるRSUIの各対象勤務期間Ⅰ及びRSUⅡの各対象勤務期間Ⅱにおいて割当てる当社株式の数の上限が発行済株式総数（2026年5月31日時点）に占める割合はRSUIにつき0.4%程度及びRSUⅡにつき0.2%程度と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終了後の当社取締役会において、事業報告24頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、79頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役は3名）であり、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となり、対象取締役はRSUIにつき2名及びRSUⅡにつき3名となります。

記

【本制度の概要】

1. 当社株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱに応じた数のユニットを付与し、当社取締役会決議に基づき、①本制度に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せずに当社株式の割当を行う方法（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を行う方法（以下、「現物出資方式」という。）のいずれかの方法で、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式を割当てることとなります。

無償交付方式の場合、当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する本制度に関する報酬等の額を算出し、当該算出された本制度に関する報酬等の額が上記の総額の範囲内となるようにします。

現物出資方式の場合、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

2. 割当てる株式の総数

本制度に基づき、対象取締役に對して割当てる当社株式の総数は、(i)対象取締役のうち社外取締役以外の取締役を対象とするRSUⅠについては各対象勤務期間Ⅰにつき285,000株を、(ii)対象取締役のうち社外取締役を対象とするRSUⅡについては各対象勤務期間Ⅱにつき100,000株を、それぞれ割当てる当社株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の内容

【RSUⅠの内容】

1 RSUⅠの対象者

対象取締役のうち社外取締役以外の取締役（以下、「RSUⅠ対象者」という。）

2 RSUⅠの概要

本制度に基づき付与されるRSUⅠは、RSUⅠ対象者に対し、当社取締役会が定める期間（以下、「対象勤務期間Ⅰ」という。初回の対象勤務期間Ⅰは、本株主総会から2029年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2027年8月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、当社定時株主総会から3年の期間を対象勤務期間Ⅰとして、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）に対応する当社取締役会が定める数のユニットを付与し、対象勤務期間Ⅰ中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことその他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、対象勤務期間Ⅰ中の各当社定時株主総会前日の時点でそれぞれ付与されたユニットの3分の1に相当する数のユニットが権利確定し、権利確定したユニットの数に基づき算出される数の当社株式（計算で生じる小数点以下の株式数は切り捨てとする。）を権利確

定後にそれぞれ交付するものです。

ただし、無償交付方式の場合、上記の数の当社株式の割当のためにRSUⅠ対象者に対する本制度に関する報酬等の額が、又は現物出資方式の場合、上記の数の当社株式の割当のためにRSUⅠ対象者に対して支給する金銭報酬債権の額が、上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割当てる当社株式の数を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

また、RSUⅠ対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により、対象勤務期間Ⅰが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当てる当社株式の数及び当社株式の割当の時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。RSUⅠ対象者が、対象勤務期間Ⅰが満了する前又は本制度に基づく株式交付の日より前に死亡により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

【RSUⅡの内容】

1 RSUⅡの対象者

対象取締役のうち当社の社外取締役（以下、「RSUⅡ対象者」という。）

2 RSUⅡの概要

本制度に基づき付与されるRSUⅡは、当社取締役会が定める期間（以下、「対象勤務期間Ⅱ」という。初回の対象勤務期間Ⅱは、本株主総会から2027年8月開催予定の当社定時株主総会の前日までとし、2027年8月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、当社定時株主総会から1年の期間を対象勤務期間Ⅱとして、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）に対応する当社取締役会が定める数のユニットをRSUⅡ対象者に付与し、対象勤務期間Ⅱ中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことその他本制度の趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会で事前に定めた一定の要件を充足することを条件として、当社が事前に付与したユニットの数に基づき算出される数の当社株式（計算で生じる小数点以下の株式数は切り捨てとする。）を交付するものです。

ただし、無償交付方式の場合、上記の数の当社株式の割当のためにRSUⅡ対象者に対する本制度に関する報酬等の額が、又は現物出資方式の場合、上記の数の当社株式の割当のためにRSUⅡ

対象者に対して支給する金銭報酬債権の額が、上記の総額を超えるおそれがある場合には、当該総額を超えない範囲で、割当ての当社株式の数を按分比例等の合理的な方法によって減少させることとします。

また、RSUⅡ対象者が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により、対象勤務期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、割当ての当社株式の数及び当社株式の割当の時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。RSUⅡ対象者が、対象勤務期間Ⅱが満了する前又は本制度に基づく株式交付の日より前に死亡により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

(2)対象取締役が非居住者である場合の取扱い

非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合もあります。

(3)組織再編等における取扱い

当社は、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）には、当社取締役会決議により、対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱの開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に算定する数又は額の株式又は金銭につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、対象取締役に交付するものとします。

(4)その他

当社は、対象取締役が対象勤務期間Ⅰ又は対象勤務期間Ⅱが満了する前に当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任若しくは退職した場合（死亡その他当社取締役会が正当と認める場合を除く。）又は当社取締役会で事前に定めた一定の非違行為等が

あった場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて当社株式又は金銭は交付されません。

（ご参考）

当社は、本株主総会の終結の時以降、当社の執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対し、本制度と同様の制度に基づく株式報酬を付与する予定であります。

以 上

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の総額は、2024年10月15日開催の当社臨時株主総会において、年額250百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、中長期的なグループ業績目標の達成及び中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与するとともに、株主の皆様と価値・リスクをより一層共有することを目的として、予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）を事後交付する業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット（PSU）制度）（以下、「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

当社は、事業基盤の強化・拡大に向け、当社のビジョン・ミッションに共感し、高い意欲を持った優秀な人材の採用及び育成を重要な経営課題の一つと認識しております。今後は、人材の獲得競争のさらなる激化が見込まれることから、グローバルな人材市場において競争力のある報酬体系を整備するとともに、中長期的な企業価値の向上に資するインセンティブを付与することが重要であると考えております。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の総額とは別枠として、対象取締役に対する本制度に関する報酬等の総額を、各対象期間（業績評価期間中最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間に属する当社の最終の事業年度に係る当社定時株主総会までの期間をいう。以下同じ。）につき120百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、本制度に基づく業績連動型株式報酬の支給は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各対象期間について割当てる当社株式の数の上限が発行済株式総数（2026年5月31日時点）に占める割合は0.3%程度と希薄化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告24頁に記載の役員報酬等の内容の決定に関する方針等につき、79頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役は3名）であり、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は3名）となり、対象取締役は2名となります。

記

【本制度の概要】

1. 株式の割当及び払込み

当社は、対象取締役に対し、業績評価期間（初回の業績評価期間は2027年5月期から2029年5月期までとし、2027年8月開催予定の当社定時株主総会以降も同様に、各定時株主総会の属する事業年度から3事業年度を業績評価期間として、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を継続予定）の業績目標達成度等に応じて、①本制度に関する報酬等として、その発行又は処分に係る払込みを要せず当社株式の割当を行う方法（以下、「無償交付方式」という。）、又は、②本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社株式の割当を行う方法（以下、「現物出資方式」という。）のいずれかの方法で、当社株式を割当てることになります。

無償交付方式の場合、当社株式の発行又は処分に係る払込みは要しませんが、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として対象取締役に対する本制度に関する報酬等の額を算出し、当該算出された本制度に関する報酬等の額が上記の総額の範囲内となるようにします。

現物出資方式の場合、当社株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記の金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることを条件として支給します。

2. 割当てる株式の総数

本制度に基づき対象取締役に対して割当てる当社株式の総数200,000株を、各対象期間について割当てる当社株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社株式の株式分割（当社株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる当社株式の総数の調整を必要とする場合には、当該当社株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

3. 交付要件等

主な交付要件等は以下のとおりです。

(1) 当社は、対象取締役の役位毎に設定した基準となる株式数、当社業績等に関わる評価指標及びその数値目標、並びにその達成率に応じた支給率の算定方法等について報酬諮問委員会への諮問及び答申を経て当社取締役会において決定します。

(2) 当社は、業績評価期間終了後、当該業績評価期間における評価指標の数値目標の達成率等に応じて算定される支給率に基づき、各対象取締役に交付する当社株式の数を決定します。

(3) 非居住者に対しては現地法制を踏まえて株式数の全てについて株価相当額の金銭で支給する場合があります。

(4) 本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由（死亡を除く。）により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づいて当社取締役会が合理的に算定する数の当社株式を交付します。本制度に基づく株式交付の日より前に対象取締役が、死亡により当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、本制度に基づく当社株式の交付に代えて、本制度に関する報酬等として上記の総額の範囲内で、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を交付します。

(5) 本制度に基づく株式交付の日より前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、報酬の交付時期は当社取締役会が合理的に定めた時期とし、対象取締役に対して当社取締役会が合理的に算定する数又は額の株式又は金

銭を交付します。

(6) 対象取締役が、死亡その他正当な理由によらず当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合並びに一定の非違行為があったこと等、株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要な権利喪失事由（当社取締役会において定める。）に該当した場合には、対象取締役に対して本制度に基づいて当社株式又は金銭は交付されません。

（ご参考）

当社は、本株主総会の終結の時以降、当社の執行役員並びに子会社の取締役及び執行役員に対し、上記業績連動型株式報酬と同様の業績連動型株式報酬を付与する予定であります。

以上

参考資料 変更後の役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要

役員報酬等の内容の決定に関する方針等の概要

1. 取締役に対する報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員報酬規程等役員の報酬に関する規程を定めており、各取締役の報酬は、株主総会の決議により定められた取締役の報酬限度額の範囲内において、1年ごとに報酬諮問委員会の答申を経て取締役会の決議により決定しています。また、当社の取締役の報酬は以下の通り金銭報酬と株式報酬によって構成され、社内取締役・社外取締役の報酬に占める金銭報酬と株式報酬の割合及び社内取締役の株式報酬に占めるRSUとPSUの割合は、対象者の職責、株式報酬制度の目的、総報酬の水準、その他の事情を総合的に勘案の上、決定します。

報酬の種類	概要
基本報酬 （金銭報酬）	・ 会社の業績、会社の利益水準、他社の水準並びに対象者の職務、実績及び会社への貢献度等を考慮して適切な報酬となるよう設定し、月次で支給する

株式報酬	・ 中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与し、また、株主の皆様と価値・リスクをより一層共有するとともに、競争力のある報酬水準により優秀な人材の確保を図ることを目的として、取締役に対し事後交付型株式報酬（RSU）を付与 ・ 予め定める一定期間（以下「対象勤務期間」という。）の勤務継続等を条件として対象者毎に予め定める数の当社普通株式（以下「本RSU交付株式」という。）に相当するRSUを毎年付与 ・ 社内取締役の対象勤務期間は当社定時株主総会から３年後に開催される当社定時株主総会の前日までの３年間とし、このRSUを付与後３年にわたり毎年３分の１ずつ権利確定させ、その都度本RSU交付株式を交付 ・ 社外取締役の対象勤務期間は当社定時株主総会から翌年に開催される当社定時株主総会の前日までの１年間とし、このRSUを付与後１年経過後にその全てを権利確定させ、本RSU交付株式を交付 ・ 対象勤務期間中、対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位でもなくなった場合には、その退任・退職事由及び在籍期間等に応じて当該対象者に対して割り当てる当社普通株式の数及び時期を合理的に調整する ・ 組織再編等取締役会で予め定めた事由が生じた場合には当社普通株式の交付にかえて金銭を支給する場合がある ・ RSUの付与数その他の条件はRSUの目的、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準並びに対象者の職務、実績及び会社への貢献度等を考慮して適切な報酬となるよう設定する ・ 中長期的なグループ業績目標の達成及び中長期的な企業価値向上に向けたインセンティブを適切に付与するとともに、株主の皆様と価値・リスクをより一層共有することを目的として、社内取締役に対し業績連動型株式報酬（PSU）を付与 ・ 予め定める一定期間（以下、「業績評価期間」という。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下「本PSU交付株式」という。）を交付するため、その算定の基礎となるPSUを毎年付与 ・ 各対象期間は業績評価期間中最初に開催される当社定時株主総会終了後から業績評価期間に属する当社の最終の事業年度に係る当社定時株主総会までの期間と設定 ・ 業績評価期間は３年間とし、業績評価期間終了後、対象者の保有するPSUの数、当該業績評価期間における当社業績等に関わる評価指標の数値目標の達成率等に応じて算定される支給率、在籍期間、対象期間中の役位変更の状況に基づき、各対象者に交付する当社株式の数を決定 ・ PSUの対象期間中、対象者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位でもなくなった場合には、その退任・退職事由及び在籍期間等に応じて当該対象者に対して割り当てる当社普通株式の数及び時期を合理的に調整する ・ 組織再編等取締役会で予め定めた事由が生じた場合には当社普通株式の交付にかえて金銭を支給する場合がある ・ PSUの付与数その他の条件はPSUの目的、会社の業績、会社の利益水準、他社の水準並びに対象者の職務、実績及び会社への貢献度等を考慮して適切な報酬となるよう設定する
------	--

2. 監査役に対する報酬等の内容の決定に関する方針

当社は役員報酬規程を定めており、監査役の報酬額は、株主総会においてその総枠を決議し、配分方法は監査役同士の協議で決定することとしております。

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 YUITO 日本橋室町野村ビル
「野村コンファレンスプラザ日本橋6階大ホール」



交通

東京メトロ銀座線・半蔵門線

「三越前」駅（A9出口直結）徒歩1分

東京メトロ銀座線・東西線

「日本橋」駅（B12出口）徒歩7分

JR総武本線

「新日本橋」駅徒歩3分

(駅地下道よりお越しいただけます)

JR各線

「神田」駅（南口）徒歩7分

「東京」駅（日本橋口）徒歩10分

株主総会当日の議事進行の様様をご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットにてライブ配信を実施します。

視聽方法

(1) パソコン、スマートフォン又はタブレットから下記のURLを入力、もしくはQRコードを読み取って専用視聴サイトにアクセスします。

<https://402a.ksoukai.jp>



(2) ライブ配信視聴サイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い以下のID及びパスワードをご入力ください。

ＩＤ：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（９桁の半角数字）

パスワード：議決権行使書用紙に記載されている株主様の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁）

ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ：株式会社ブイキューブ 03-6833-6898 (2026年8月26日(水)午前9時から総会終了時刻まで)

※ライブ配信では議決権の行使、ご質問はできません。事前にインターネット等又は書面による議決権行使をお願いします。

※専用視聴サイトURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、固くお断りさせていただきます。

※当社がやむを得ないと判断した場合、ライブ配信の内容を一部変更又は中止とさせていただく場合がございます。

※通信機器類やインターネット接続料、通信費等の一切の費用は、株主様のご負担とさせていただきます。